

京 都 大 学 大 学 院 農 学 研 究 科 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(副研究科長)</p> <p>第3条 農学研究科に、副研究科長<u>4名</u>を置く。</p> <p>2 副研究科長は、農学研究科の専任の教授をも って充て、研究科長が教授会の議を踏まえて、 選考する。</p> <p>3 副研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げ ない。ただし、選考する研究科長の任期の終期 を超えることはできない。</p> <p>4 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(副研究科長)</p> <p>第3条 農学研究科に、副研究科長<u>4名又は5名</u> を置く。</p> <p>2 } 3 } (同 左) 4 }</p> <p>附 則 (令和7年達示第71号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>